

山形大学学術機関リポジトリ運用に係る取扱要領

平成21年12月1日 図書館長連絡会
令和5年12月6日学術基盤機構運営会議改定

(目的)

1. この要領は、山形大学(以下「本学」という。)において運用する山形大学学術機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)の管理運用について定めることを目的とする。

(定義)

2. この要領において「リポジトリ」とは、本学において作成された教育・研究成果を電子的形態によって収集、蓄積、保存し、学内外に無償で公開・提供するシステムをいう。

(管理・運用)

3. リポジトリのシステムの管理は中央図書館において、運用は各キャンパス図書館(以下「図書館」という。)において行うものとする。

(登録者)

4. リポジトリに教育・研究成果を登録できる者(以下「登録者」という。)は、次に掲げる者とする。
 - (1)本学に在籍し、又は在籍した役員、教職員及び大学院学生
 - (2)本学の部局・センター・講座・研究室等の各組織、またはそれらを母体とする団体
 - (3)その他、各図書館長が適当と認めた者

(登録対象)

5. リポジトリに登録することができる教育・研究成果は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - (1)教育・研究活動における学術的な研究成果・教育資源・研究データ等であること
 - (2)登録者が本学在籍期間中に作成に関与した教育・研究成果であること
 - (3)法令上、社会通念上または情報セキュリティ上の問題が生じないものであること
 - (4)ネットワークを通じて配信できるものであること

(登録手続)

6. リポジトリに教育・研究成果を登録することを希望する者は、別に定める登録手続に従い、登録を行うことができる。登録にあたっては、図書館がその登録作業を代行することができる。

(登録された教育・研究成果の取扱い)

7. 図書館は、6項で登録された教育・研究成果について、下記のように取り扱うものとする。
 - (1)当該教育・研究成果の複製物および関連する書誌情報やリンク情報、引用情報、抄録等からなるメタデータを作成し、リポジトリに保存すること。
 - (2)ネットワークを通じて複製物を不特定多数に無償で公開すること。
 - (3)複製物の保存、利用のために複製を行うこと。
 - (4)学術情報の流通およびデータ活用を促進するために、複製物およびメタデータを提供すること。

(教育・研究成果の著作権)

8. 教育・研究成果の著作権が登録者のみに帰属している場合、登録者は、図書館に対して前項に掲げた利用を無償で許諾するものとする。

9. 教育・研究成果の著作権が登録者を含め複数の者に帰属している場合、登録者は、7項に掲げた利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得なければならない。

10. 教育・研究成果の著作権が登録者以外に帰属している場合、登録者は、7項に掲げた利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得なければならない。なお、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合にはこれを要しない。

11. 教育・研究成果がリポジトリに登録された後においても、著作権は、本学に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

12. メタデータには著作権は発生しないものとする。ただし、メタデータに記述された抄録についてはその限りではない。

(教育・研究成果の利用)

13. ネットワークを通じてリポジトリに登録された教育・研究成果を利用する者は、著作権法上に規定されている私的使用等の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。

(教育・研究成果の削除)

14. 次のいずれかに該当する場合は、リポジトリに登録された教育・研究成果を削除することができる。

(1)登録者から削除申請があった場合

(2)各図書館長が公開を適当でない判断した場合

(免責事項)

15. 本学は、リポジトリに登録された成果物の公開及び利用によって生じたいかなる損害についても、一切その責任を負わないものとする。

(その他)

16. この指針に定めるものの他、リポジトリの運用に関し必要な事項は、学術基盤機構運営会議が定める。